

平成 29 年 12 月
自 動 車 局

道路運送法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 5 条に基づき、一般旅客自動車運送事業の許可の申請については、事業計画等を記載した申請書を、路線図・運行管理の体制等道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 条）で定められた事項を記載した書類とともに、国土交通大臣に提出することとされている。

これに関し、地方からの提案等を踏まえて行った義務付け・枠付けの見直し等に基づく「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、下記のとおり対応方針を示しているところ。

（参考）「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）より抜粋

一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

これを受けて、道路運送法施行規則について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

道路運送法施行規則の一部改正

一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等について、地域公共交通会議等での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関しては、提出を省略することが可能な旨規定する。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 29 年 12 月 28 日

施行：平成 30 年 4 月 1 日